

令和2年5月25日

## 新型コロナウイルス感染症に関する特別措置について

このたびの、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、2020年3月31日(火)及び2020年4月8日(水)より新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、以下の特別措置を実施しております。当初、2020年5月31日(日)まで特別措置が有効でしたが、現状を勘案し2020年7月31日まで当処置を延長することにいたしました。対象となる特別措置は下記の通りです。

### 1. 保険契約の更新等の手続きについて

新型コロナウイルスの影響によって弊社指定期日(2020年3月以降のご契約)までに手続きが行えない場合、特別措置として猶予できるものとします。その際、弊社の営業担当にご連絡をお願いします。

### 2. 保険料払込猶予期間の延長

新規、更改、分割払いの保険料に対する払い込みにつきましても、特別措置として猶予できるものとします。その際、弊社の営業担当にご連絡をお願いします。新規契約の場合は始期日が2020年3月13日以降のケースとなります。

### 3. クレームマネジメント費用について

新型コロナウイルスの影響によって、コファネット／弊社のオンラインシステムを通じて、支払遅延の通知が行えない場合、下記のメールアドレスもしくは電話番号にご連絡いただけるようお願い申し上げます。また、メールまたは電話で通知された場合でも、オフライン申請に係る費用の負担を免責とさせていただきます。

### 4. 支払い遅延のご通知について

新型コロナウイルスの影響によって、支払遅延のご通知が、指定された期日までに行えない場合、指定された期限に対して更に60日間の猶予期間を設定しております。4月7日までに支払い遅延通知期限が到来しているものは除きます。

### 5. 特別措置の猶予期間

上記は特別措置実施日から2020年7月31日まで有効といたします。

営業関連のお問い合わせは:

[marketingjp@coface.com](mailto:marketingjp@coface.com) または東京オフィス:03-5402-6100／大阪オフィス:06-6121-8880

支払遅延の通知や保険金請求に関するお問い合わせは:

[marketingjp@coface.com](mailto:marketingjp@coface.com) または電話:03-5402-6105

以上